

青森県報

第六百二十二号

令和五年
六月十二日
(月曜日)

告 示

示

○青森県道路交通規則及び委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則……………(交通企画課) ……五

青森県告示第四百三三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から令和五年七月十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

○道路の区域の変更……………(道路課) ……一

公 告

○除雪車両その他道路作業車両の購入に係る一般競争入札……………(会計管理課) ……一

公 安 委 員 会

○青森県迷惑行為等防止条例施行規則の一部を改正する規則(生活安全(企画課) ……三

1	図面 番号	道路 種類	路線名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の 幅員	敷地の 延長	備考
	1	国 道	一〇一号	五所川原市大字七ツ館字鶴ヶ沼一五三の六から 五所川原市大字七ツ館字鶴ヶ沼一五六の一三まで	前 後	一〇・〇〇メートルから 二五・五〇メートルまで 一〇・〇〇メートルから 三七・五〇メートルまで	二三三・三〇メートル 二三三・三〇メートル	

公 告

告

除雪車両その他道路作業車両の購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六の規定により公告する。

令和五年六月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

1 次に掲げる物品(以下「調達物品」という。)に係る一連の調達とする。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の適用を受ける。

(一) 凍結防止剤散布車(三トン級、二・五立方メートル級) 二台

- (二) 除雪グレーダ(四・〇メートル級) 二台
 - (三) 除雪グレーダ(三・七メートル級) 一台
 - (四) 小形除雪車(一・〇メートル級) 一台
 - (五) 小形除雪車(一・〇メートル級) 一台
 - (六) 路面清掃車(真空式) 一台
- 2 調達物品に要求する性能等は、それぞれの入札説明書による。
 - 3 右に掲げる(一)から(六)までの調達物品ごとにそれぞれの入札とする。
 - 4 調達物品のうち(五)及び(六)に掲げるものにあつては、県所有の物品との交換契約による。
- 二 納入期限
令和七年三月十四日
 - 三 納入場所
調達物品それぞれの入札説明書による。
 - 四 入札に参加する者に必要な資格
 - 1 地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。
 - 2 令和二年五月十八日青森県告示第四百十二号(物品等の競争入札参加資格)の一、令和三年二月十日青森県告示第八十二号(物品等の競争入札参加資格)の一、令和四年二月十四日青森県告示第六十三号(物品等の競争入札参加資格)の一又は令和五年二月十日青森県告示第五十六号(物品等の競争入札参加資格)の一のいずれかの規定により入札の日までにAの等級に格付された者であること。
 - 3 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに係る契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿登載業者に関する指名停止要領(平成十二年一月二十一日付け青管第九百十二号。以下「指名停止要領」という。)に基づく知事の指名停止の措置を、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、受けていない者であること。
 - 4 一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から開札の時までの間に、指名停止要領別表第九号から第十六号までに掲げる措置要件に該当する事実(既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。)がない者であること。
 - 5 調達物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績があることを証明した者であること。
 - 6 調達物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備され

- 五 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請の時期及び場所等
 - 1 入札に参加しようとする者は、あらかじめ、四に定める資格を有することについて、次に従い、それぞれの入札案件ごとに、一般競争入札参加資格審査申請書(以下「申請書」という。)により、審査を受けなければならない。
 - 2 提出時期等
 - (一) 入札への参加を希望する者は、申請書に係る書類を添えて、令和五年七月五日までに青森県出納局会計管理課長に提出しなければならない。また、申請書の内容について説明又は必要に応じて内容の変更等を求められた場合には、これに応じなければならない。
 - (二) (一)の説明又は内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。
 - (三) (一)の審査結果については、申請者に対して書面により別途通知する。
 - 3 提出場所
青森市長島一丁目の一
青森県出納局会計管理課物品調達グループ
電話 〇一七―七三四―九一〇四
 - 4 提出部数 二部
 - 六 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
青森市長島一丁目の一
青森県出納局会計管理課物品調達グループ
電話 〇一七―七三四―九一〇四
 - 七 入開札の日時及び場所
 - 1 日時
令和五年七月二十六日(時間は、調達物品それぞれの入札説明書による。)
 - 2 場所
青森市長島一丁目の一
青森県庁舎 会計管理課入札室
 - 八 入札執行回数
原則として三回を限度とする。
 - 九 入札保証金及び契約保証金に関する事項
入札保証金は免除するものとし、契約保証金は青森県財務規則(昭和三十九年三

月青森県規則第十号) 第一百五十九条の規定による。

十 契約書の取り交わしの時期

- 1 落札決定の日から七日以内に契約を締結する。
- 2 落札の決定後、当該入札に係る契約の締結までの間において、当該落札者が四に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該契約を締結しない。

十一 落札者の決定方法

入札参加資格審査において、調達物品ごとに、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格(交換にあつては、交換差金に係る最低の価格)をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十二 入札条件

青森県財務規則に定める入札者心得書(ただし、第四条第八項及び第六条(B)を除く。)を遵守するほか、それぞれの入札説明書による。

十三 入札書記載金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

十四 その他

- 1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 3 その他 詳細は、それぞれの入札説明書による。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Two (2) Anti-Freezing Agent Spraying Vehicles

(Operating Weight: 3 Tons-Class, Loading Capacity 2.5 Cubic Meters -

Class)

(purchase)

- ② Two (2) Snow Removal Graders (Grader Length: 4.0 Meters-Class) (purchase)
- ③ One (1) Snow Removal Grader

(Grader Length: 3.7 Meters-Class) (purchase)

- ④ One (1) Small Size Rotary Snow Plow (Plow length: 1.0 meter class) (purchase)
- ⑤ One (1) Small Size Rotary Snow Plow (Plow length: 1.0 meter class) (exchange purchase)
- ⑥ One (1) Road Sweeper (Vacuum Type) (exchange purchase)

2 Time limit for tender:

26 July, 2023
(Please refer to the bid manual for the start time.)

3 Contact point for the notice:

Accounts Management Division
Accounting Bureau
Aomori Prefectural Government
1-1-1 Nagashima
Aomori City, Aomori 030-8570
JAPAN
TEL 017-734-9104

公安委員会

青森県迷惑行為等防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月十二日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

青森県公安委員会規則第六号

青森県迷惑行為等防止条例施行規則の一部を改正する規則

青森県迷惑行為等防止条例施行規則（令和四年十月青森県公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為）</p> <p>第四条 条例第七条第一項第十号の公安委員会規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>〔一・二 略〕</p> <p>三 その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車、同項第十一号の二に規定する自転車、同項第十一号の三に規定する移動用小型車、同項第十一号の四に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十七号）第一条第一号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置</p>	<p>（位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為）</p> <p>第四条 〔同上〕</p> <p>〔一・二 同上〕</p> <p>三 その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第九号に規定する自動車、同項第十号に規定する原動機付自転車、同項第十一号の二に規定する自転車、同項第十一号の三に規定する身体障害者用の車椅子又は道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十七号）第一条第一号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差</p>

情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れること。 記入すること。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県道路交通規則及び委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年六月十二日

青森県公安委員会委員長 野 呂 知 子

青森県公安委員会規則第七号

青森県道路交通規則及び委託講習等の実施に関する規則の一部を改正する規則

（青森県道路交通規則の一部改正）

第一条 青森県道路交通規則（平成十年九月青森県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（交通規制の対象から除く車両）</p> <p>第四条 法第四条第二項の規定により交通規制の対象から除く車両は、道路標識等により表示するもののほか、次の各号に掲げるものとする。</p>	<p>（交通規制の対象から除く車両）</p> <p>第四条 〔同上〕</p>

〔一・二 略〕

三 車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号）別表第一の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車等通行止め」、「二輪の自動車・一般原動機付自転車通行止め」、「特定小型原動機付自転車・自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「普通自転車等及び歩行者等専用」及び「歩行者等専用」の標識並びにこれらに係る「指定方向外進行禁止」の標識に表示された車両の通行の禁止をいう。）の対象から除く車両（りからタに掲げる車両については、通行禁止除外指定車標章（別記様式第一号）を掲出しているものに限る。）

〔イ〜タ 略〕

〔四・五 略〕

〔2〜8 略〕

（自動車以外の車両の牽引制限）
第十二条 法第六十条の規定による自動車以外の車両の牽引の制限は、次の各号に掲げるとおりとする。

〔一・二 略〕

三 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により自動車又は

〔一・二 同上〕

三 車両の通行禁止の規制（道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和三十五年総理府・建設省令第三号）別表第一の規制標識のうち、「車両通行止め」、「二輪の自動車以外の自動車通行止め」、「大型貨物自動車等通行止め」、「大型乗用自動車通行止め」、「二輪の自動車・原動機付自転車通行止め」、「自転車通行止め」、「車両（組合せ）通行止め」、「自転車及び歩行者専用」及び「歩行者専用」の標識並びにこれらに係る「指定方向外進行禁止」の標識に表示された車両の通行の禁止をいう。）の対象から除く車両（りからタに掲げる車両については、通行禁止除外指定車標章（別記様式第一号）を掲出しているものに限る。）

〔イ〜タ 同上〕

〔四・五 同上〕

〔2〜8 同上〕

（自動車以外の車両の牽引制限）
第十二条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 原動機付自転車の運転者は、故障その他の理由により自転車又は

一般原動機付自転車（以下「故障車」という。）を牽引することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、次に定めるところによりその故障車を牽引することができる。

〔イ〜ニ 略〕

〔四 略〕

（特定小型原動機付自転車運転者講習）

第四十一条の三 法第百八条の二第一項第十五号の規定による特定小型原動機付自転車運転者講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

2 公安委員会は、特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者に対し、特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書（別記様式第三十六号の四）を交付するものとする。

（自転車運転者講習）

第四十一条の四 法第百八条の二第一項第十六号の規定による自転車運転者講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

2 公安委員会は、自転車運転者講習を終了した者に対し、自転車運転者講習終了証書（別記様式第三十六号の五）を交付するものとする。

原動機付自転車（以下「故障車」という。）を牽引することがやむを得ない場合においては、前項の規定にかかわらず、次に定めるところによりその故障車を牽引することができる。

〔イ〜ニ 同上〕

〔四 同上〕

〔条を加える。〕

（自転車運転者講習）

第四十一条の三 法第百八条の二第一項第十五号の規定による自転車運転者講習は、公安委員会が日時及び場所を指定して行うものとする。

2 公安委員会は、自転車運転者講習を終了した者に対し、自転車運転者講習終了証書（別記様式第三十六号の四）を交付するものとする。

習 原付講 一 講習を行うために必要 な建物、コース、一般原	[略]	講習等 の区分	別表第一 (第三条関係)	改正後
		委託要件		
習 原付講 一 講習を行うために必要 な建物、コース、原動機	[同上]	講習等 の区分	別表第一 (第三条関係)	改正前
		委託要件		

(委託講習等の実施に関する規則の一部改正)
 第二条 委託講習等の実施に関する規則(平成二十三年十二月青森県公安委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の「」は注記である。	<p>別表第二(第四号関係) (第41条の4第2項関係)</p> <p>第 号</p> <p>自動車運転者講習終了証書</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる自動車運転者講習を終了した者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>青森県公安委員会 印</p> <p>注 用紙の大きさは、日本標準規格A4縦長とする。</p>	<p>別表第二(第四号関係) (第41条の3第2項関係)</p> <p>第 号</p> <p>特定小型原動機付自転車運転者講習終了証書</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第2号に掲げる特定小型原動機付自転車運転者講習を終了した者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>青森県公安委員会 印</p> <p>注 用紙の大きさは、日本標準規格A4縦長とする。</p>	「様式を加える。」
	<p>別表第二(第四号関係) (第41条の4第2項関係)</p> <p>第 号</p> <p>自動車運転者講習終了証書</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>年 月 日生</p> <p>上記の者は、年 月 日道路交通法第108条の2第1項第1号に掲げる自動車運転者講習を終了した者であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>青森県公安委員会 印</p> <p>注 用紙の大きさは、日本標準規格A4縦長とする。</p>		

習 原付講 次各号のいずれにも該当する者 [一 略]	[略]	講習等 の区分	別表第二 (第四条関係)	講習指導員等の要件	動機付自転車、運転シミュレーター(二輪)その他の設備を確保していること。 [二 略]
		委託要件			
習 原付講 [同上]	[同上]	講習等 の区分	別表第二 (第四条関係)	講習指導員等の要件	付自転車、運転シミュレーター(二輪)その他の設備を確保していること。 [二 同上]
		委託要件			

<p>二 一般原動機付自転車 を運転することができる運 転免許を現に受けている 者で、当該免許を受けて いた期間（運転免許の効 力が停止されていた期間 を除く。）が通算して三 年以上のもの</p> <p>三 一般原動機付自転車の 安全運転に関する技能及 び知識を有し、運転指導 の実務経験が豊富な者</p> <p>〔四〇七 略〕</p>	<p>〔略〕</p> <p>指定自 動車教 習所職 員講習 （教習 員） 指導</p> <p>次の各号のいずれかに該当 する者</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 教育学、心理学等の専 門的な知識を有する者 で、次のいずれにも該当 しないもの</p> <p>〔イ・ロ 略〕</p> <p>ハ 法第百七条の二の 二第一項第九号の罪を 犯し罰金以上の刑に処 せられ、その執行を終 わり、又はその執行を受 けることがなくなつ た日から起算して三年 を経過していない者</p> <p>〔二 略〕</p>
--	---

<p>二 原動機付自転車を運転 することができる運転免 許を現に受けている者 で、当該免許を受けてい た期間（運転免許の効力 が停止されていた期間を 除く。）が通算して三年 以上のもの</p> <p>三 原動機付自転車の安全 運転に関する技能及び知 識を有し、運転指導の実 務経験が豊富な者</p> <p>〔四〇七 同上〕</p>	<p>〔同上〕</p> <p>指定自 動車教 習所職 員講習 （教習 員） 指導</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔一 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔イ・ロ 同上〕</p> <p>ハ 法第百七条の二の 二第十二号の罪を犯し 罰金以上の刑に処せら れ、その執行を終わ り、又はその執行を受 けることがなくなつた 日から起算して三年を 経過していない者</p> <p>〔二 同上〕</p>
---	--

<p>〔略〕</p> <p>指定自 動車教 習所職 員講習 （副管 理者）</p> <p>次のいずれかに該当する者</p> <p>〔一 略〕</p> <p>二 管理監督に関する知識 及び実務経験が豊富な者 で、次のいずれにも該当 しないもの</p> <p>〔イ 略〕</p> <p>ロ 法第百七条の二第 二項第一号若しくは第 二項の罪、法第百十七 条の二の二第一項第九 号若しくは第二項の 罪、法第百十八條第二 項第三号若しくは第四 号の罪、法第百十九條 第二項第四号の罪又は 法第百十九條の二の四 第二項の罪を犯し罰金 以上の刑に処せられ、 その執行を終わり、又 は執行を受けることが なくなつた日から起算 して三年を経過してい ない者</p> <p>〔ハ 略〕</p>	<p>〔略〕</p> <p>高齢者 講習、 指導者</p> <p>次の各号のいずれにも該当 する者</p>
--	---

<p>〔同上〕</p> <p>指定自 動車教 習所職 員講習 （副管 理者）</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔二 同上〕</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>〔イ 同上〕</p> <p>ロ 法第百七条の二第 四号若しくは第五号の 罪、法第百十七條の二 の二第八号から第十号 まで若しくは第十二号 までの罪、法第百十八 條第一項第四号若しく は第五号の罪、法第百 十九條第一項第十一号 の罪又は法第百十九條 の二第一項第三号の罪 を犯し罰金以上の刑に 処せられ、その執行を 終わり、又はその執行 を受けることがなくな つた日から起算して 三年を経過していない 者</p> <p>〔ハ 同上〕</p>	<p>〔同上〕</p> <p>高齢者 講習、 指導者</p> <p>〔同上〕</p>
---	--

<p>特定任</p> <p>次の各号のいずれにも該当</p>	<p>違反者講習</p> <p>次の各号のいずれにも該当する者</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 次のいずれにも該当しない者</p> <p>「イ 略」</p> <p>「四・五 略」</p>	<p>特定失効者講習（七歳以上）又</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 次のいずれにも該当しない者</p> <p>「イ 略」</p> <p>「四・五 略」</p>
<p>特定任</p> <p>「同上」</p>	<p>違反者講習</p> <p>「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>「イ 同上」</p> <p>「四・五 同上」</p>	<p>特定失効者講習（七歳以上）又</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>「イ 同上」</p> <p>「四・五 同上」</p>

<p>備考 表中の「」は注記である。</p>	<p>意高齢者講習</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 次のいずれにも該当しない者</p> <p>「イ 略」</p> <p>「四・五 略」</p>	<p>意高齢者講習</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 「同上」</p> <p>「イ 同上」</p> <p>「四・五 同上」</p>
------------------------	---	---

附 則

この規則は、令和五年七月一日から施行する。ただし、第一条中青森県道路交通規則第四条第一項第三号の改正規定（「大型乗用自動車通行止め」を「大型乗用自動車等通行止め」に、「歩行者専用」を「歩行者等専用」に改める部分に限る。）及び同規則第十二条第三号の改正規定（「自転車」を「自動車」に改める部分に限る。）並びに第二条の改正規定（別表第一及び別表第二中原付講習の項の改正規定を除く。）は、公布の日から施行する。

<p>（発行者・発行人） 青森市長島一丁目一番一号 青森県</p>	<p>（印刷所・販売人） 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社</p>	<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十八円九十銭</p>
---	--	---------------------------------------